

第1 2次労働災害防止計画の目標の考え方

○小売業・飲食店・陸上貨物運送事業

前回の資料では、総務省労働力調査の大きな分類（「卸売・小売業」「宿泊・飲食サービス業」「運輸業・郵便業」）の雇用者数を元に、雇用者数の将来推計を行ったが、より詳細なデータ（「小売業」「飲食店」「道路貨物運送業」）に基づいて推計し直すこととする。なお、道路貨物運送業については、過去8年分の統計データまでしか把握できなかったため、それに基づいて推計する。

【業種別の雇用者数の推移】

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
小売業	637	631	637	634	646	652	659	654	614	627
飲食店	202	208	205	203	204	204	210	209	216	218
道路貨物運送業	-	-	170	166	166	175	174	173	175	171

出典：総務省労働力調査（単位：万人）

この場合のそれぞれの業種の29年までの減少目標値は以下のとおりとなる。

小売業	21.6%	（計算結果）	→	20%	（前回と変更なし）
飲食店	18.9%	（計算結果）	→	20%	（前回と変更なし）
陸運業	11.3%	（計算結果）	→	10%	（前回の7%から変更）

○社会福祉施設

社会福祉施設は、様々な要因を分析した上で行われた雇用者数の推計（社会保障と税の一体改革の一環として内閣官房主催で開催された「社会保障改革に関する集中検討会議」の中で行われた「医療・介護に係る長期推計」（平成23年6月））があることから、当該推計を引用することとする。

また、雇用者数の変動が大きいことから、個々の事業場が目指すべき削減目標として、雇用者数の変化がない場合の削減目標も参考として併記することとする。

この場合の社会福祉施設の29年までの減少目標値は以下のとおりとなる。

社会福祉施設	12.4%	（計算結果）	→	10%	（前回の7%から変更）
--------	-------	--------	---	-----	-------------

なお、この目標は介護職員数の大幅な増加を見込んだ数値であり、雇用者数に増減がないと仮定した場合には、25%以上減少させることに相当する水準である。

○メンタルヘルス対策

事業者への2次予防の義務付けを含む労働安全衛生法改正法案が廃案となったことから、目標から外していた2次予防も含めた形で、メンタルヘルス対策全体に関する目標に変更する。

メンタルヘルス対策の目標

平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする

(参考)

- ・新成長戦略の目標（2020年（平成32年）までに）
「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合：100%」
- ・日本再生戦略の中間目標（2015年（平成27年）までに）
「メンタルヘルスケア取組事業所割合：67%」
- ・過去の推移（メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合）
平成14年 23.5%（労働者健康状況調査）
平成19年 33.6%（労働者健康状況調査）
平成23年 43.6%（労働安全衛生特別調査）